

皆様へのお願い

道路等へ張り出している草木などの管理のお願い

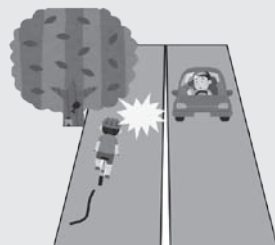
問 産業建設課管理係 ⑱番窓口 Tel 64-1124

道路を適切に管理する上で、住民の皆様の協力が大きな支えとなっています。

草木が道路に張り出すことにより、通行に支障を来すだけでなく、標識や周りの道の状況が見えづらくなり、交通事故の原因となります。

また、夏から秋にかけての季節は草木がよく成長し、台風・大雨等の災害も多く発生します。倒木の危険性もあり、避難経路の確保が困難になる状況も考えられます。

こういった、事故やトラブルを未然に防止し、皆様が安心して生活するためにも、道路上に張り出した草木などは所有者の責任として枝切り等の適切な管理をお願いします。



ゆあさエコ通信

— 大規模災害による廃棄物の備えと正しい行動 —

問 住民生活課環境係 ⑤⑥番窓口 Tel 64-1102



- 大規模災害で、被害を受けた時に出たがれき、家具、家電等の廃棄物は分別してから、町が指定する仮置場に運び、種類別で固めて置いてください。
- 大規模災害で出た廃棄物以外は、各自で処分してください。

大規模災害で出た廃棄物の分別

金 属	自転車、下記以外の家電、マットレス等
リサイクル家電	家電四品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）
そ の 他	木くず、たたみ、布・布団類、プラスチック製品等



万が一の災害に備え、日頃からこまめにごみを出しましょう。

※ごみの分別表は役場窓口にて配布、湯浅町ホームページに掲載しています。



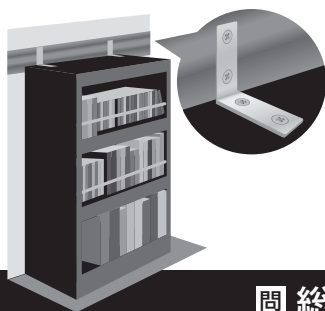
家具の固定で安心！安全！

家具転倒防止器具設置事業

1世帯につき1回限りの設置で3台の固定ができます！

65歳以上の方、または身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方のいる世帯が対象となります！

設置費用
無料!!



問 総務課地域防災係 ⑮番窓口 Tel 64-1108